

大雨の影響による区役所窓口サービス等の業務体制の縮小について（令和 8 年 9 月 7 日）

川崎市では、前線の影響による大雨により、市内において災害発生の危険度が高まる可能性があることから、土砂災害に対応する避難所を開設するとともに、高齢者等避難を発令しており、各避難所の開設・運営に区役所職員が従事しているため、明日 9 月 7 日（月）は、区役所、支所・出張所及び行政サービスコーナーにおいて、窓口サービス等に従事する職員を通常よりも減らした体制で業務を実施します。

各所で取り扱う業務の休止はありませんが、業務体制の縮小に伴い、手続やお問い合わせ等に通常より時間を要する場合や、改めて来庁をお願いする場合があるなど、市民サービスに一定の影響が出るものが予測されるため、お知らせいたします。

本市では、大型台風の接近・上陸など、大規模な風水害の発生が予測される場合に、区役所が災害対策を最優先に実施できるよう、区役所の窓口業務に関する対応の判断基準を示す「大規模風水害に備えた区役所窓口対応指針」を定めています。本指針では、災害対応に必要な体制を確保するため、窓口サービス等の業務体制を縮小し、又は業務を休止することを定めており、これに基づき業務体制を縮小するものです。

〔参考〕業務体制の縮小及び「大規模風水害に備えた区役所窓口対応指針」について

以下の 2 次元コード又は URL から本市ホームページを御参照ください。

区役所窓口サービス等の業務体制の縮小について	https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000121166.html	
大規模風水害に備えた区役所窓口対応指針	https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000118831.html	

問合せ先

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課 菅原
電話 044-200-2258 内線 27801